

近畿実業団バドミントン連盟規約

第1章 名称・組織及び本部

- 第1条 本連盟は近畿実業団バドミントン連盟と称する。
- 第2条 本連盟は近畿各府県実業団バドミントン連盟をもって組織する。
- 第3条 本連盟の所在地は理事長宅内に置く。
- 第4条 本連盟は日本実業団バドミントン連盟の近畿ブロックとして位置づける。

第2章 目的及び事業

- 第5条 本連盟は近畿におけるバドミントン競技の育成・発展をはかり、併せて体位の向上と親睦・融和をはかることを目的とする。
- 第6条 本連盟は前条の目的達成のため、次の事業をおこなう。
1. 競技の指導・普及
 2. 近畿実業団バドミントン選手権大会、その他の競技会の開催
 3. その他本連盟の目的を達成するに必要な事項

第3章 加盟及び脱退

- 第7条 本連盟に加盟しようとする府県連盟は「近畿実業団連盟登録票」及び「加盟事業所一覧表」に分担金を添えて登録するものとする。加盟事業所は、会長に届出て退会することが出来る。加盟事業所が次の行為に該当するときは、会長は理事会の議を経て退会させる事ができる。
1. アマチュアでなくなったとき。
 2. 本連盟の秩序をみだしたとき。

第4章 役員

- 第8条 本連盟につきの役員を置く。
- | | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理事長 | 1名 |
| 理事 | 12名 |
- 第9条 会長は理事会に於いて推薦し、本連盟を代表して会務を総理する。
- 第10条 副会長は理事会に於いて推薦し、会長これを委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長事故有る時はその職務を代理する。
- 第11条 理事は各府県連盟が選任し、「理事選出届」を起票し本連盟に報告する。
理事は理事会において会務に当たる。
- 第12条 理事長は理事が互選し、会長これを委嘱する。理事長は会長の指示をうけ会務を執行する。理事長は必要に応じ、理事のうちより事務局員を置くことができる。
- 第13条 本連盟は必要に応じ、理事会の議を経て名誉会長、顧問、参与を置くことが出来る。
- 第14条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

第4章 会議

第15条 本連盟の会議は次の2つとする。

1. 理事会
2. 必要に応じて設ける部会

第16条 理事会では次の事項を決定する。

1. 事業並びに収支決算報告の承認に関する事項。
2. 予算編成並びに事業計画に関する事項。
3. 規約の改正に関する事項。
4. その他

第17条 理事会は理事長が招集する。

第18条 理事会の議長は理事長とする。

第19条 理事会は構成員の半数以上の出席、或いは委任状の提出によって成立する。

第20条 理事会は理事長及び理事を以って組織し、その議事は出席した役員の過半数を以って決する。可否同数の時は、理事長の決するところによる。理事長は議事録を作成し、第8条の役員に配付の上周知する。

第5章 経費及び会計

第21条 本連盟会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わる。本連盟の会費は分担金及び本連盟の主旨に賛同するものよりの寄付金・補助金及びその他の収入でこれに充てる。

第22条 分担金については別に定める。

付 則

1. この規約は昭和40年4月1日から施行する。
2. この規約に定めのない事項は、理事会の決議を経て決定する。
3. 本規約の一部を改正し、昭和49年4月1日から施行する。
4. 本規約の一部を改正し、平成元年10月22日から施行する。
5. 本規約の一部を改正し、平成9年1月19日から施行する。
6. 本規約の一部を改正し、平成17年10月2日から施行する。

以上